

家庭用暖房契約選択約款

平成29年4月

第一ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の届出及び変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の締結	2
6. 料 金	3
7. 名義の変更	3
8. 契約の変更又は解消	3
9. そ の 他	3
付 則 1. 実施の期日	3
(別表) 1. 料金の算定方法	4
2. 料 金 表	4

1. 目 的

この選択約款は、家庭用暖房機器の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的な利用又はその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) 当社は、この供給約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のガス小売供給約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの供給約款の変更に異議がある場合は、この供給約款による契約を解約することができます。
- (3) この供給約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、又はインターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この供給約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「暖房機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用するガストーブ、ガスファンヒーター、ガスエアコン、浴室暖房機等により、暖房を行うものをいいます。
- (2) 「適用期間」とは12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいい、「その他の期間」とは、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7か月をいいます。

4. 適用条件

暖房機器を家庭用として使用する需要で、お客さまがこの選択約款による契約を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

(1) この選択約款に関する契約は、当社が申込を承諾した時に成立いたします。

(2) 契約期間は次の期間といたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

② 一般ガス供給約款に定める契約（以下「一般契約」といいます。）又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、この選択約款の契約期間は、変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

なお、変更前の契約の契約期間は、この選択約款への変更の日までといたします。

③ 契約期間満了に先立って解約又は変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(3) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約又は一般契約への変更をされたかたが、同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は一般契約への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、解約又は一般契約への変更が設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(4) 当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、申し込みを承諾できないことがあります。ただし、他の選択約款への変更が、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。

(5) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款又は他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）に基づく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

(6) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款に基づく料金を一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、一般契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料 金

当社は、家庭用暖房契約の適用期間には別表の料金表を、その他の期間及び適用期間において1か月当たり使用量が23立方メートル未満の場合には一般ガス供給約款の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

7. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に係る部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

8. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2(1)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものいたします。

9. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

- (1) 本選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は一般ガス供給約款の23. 単位料金の調整の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3, 0 5 6. 4 0 円
--------------------	-----------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	2 4 1. 2 6 円
-------------	--------------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに一般ガス供給約款の23. 単位料金の調整の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。